

## 令和8年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務仕様書

**1 業務名** 令和8年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務

### 2 業務概要

福津市立福間南小学校（以下、「学校」という）の児童に対し、昼休みにおいて、学校から日蒔野3号公園（はづき公園）（以下、「公園」という）までの往復の引率を安全に行う。また、公園での遊びを見守り、児童の安全を確保するもの。

### 3 実施場所等

#### （1）実施場所

	名 称	所在地
1	福間南小学校	福津市日蒔野4丁目11番地の2
2	日蒔野3号公園（はづき公園）	福津市日蒔野4丁目5番地
3	1から2までの往復道路	別紙①を参照

#### （2）配置人員

4人程度

#### （3）令和8年度児童及びクラス数

（令和8年1月10日推計）

学年	児童数	クラス数 (通常学級)	クラス数 (特別支援学級)
1年	222人	6	19
2年	229人	7	
3年	243人	7	
4年	245人	7	
5年	265人	8	
6年	286人	8	
合計	1,490人	43	19

### 4 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月19日

### 5 実施日

別紙②のとおり。ただし、最終的な実施日の確定は各月前月20日までに通知する。

### 6 実施時間

原則、13時00分から13時50分とする。

## 7 業務内容

受託者は実施場所において見守り人員を配置し、下記の業務を行う。なお見守りの児童数は、毎回参加者を募ることから流動的である。なお参加児童数は1回につき最大で120人程度とする。

### (1) 安全管理

- ・学校から公園までの往復において、児童を安全に引率する。また、公園での遊びを見守り、児童の安全を確保すること。
- ・学校から公園までの往復において、交通規制を行うような行動は慎むこと。
- ・事故の未然防止を努めるとともに、けがをした場合の応急処置や学校との連絡などの対応を行うこと。また予めマニュアル等を整備し、委託者に提出すること。
- ・地震、不審者の接近などの緊急時の対応については、予めマニュアル等を整備し、委託者に提出すること。
- ・見守り員が変調した場合であっても、見守り員がすぐに交代できる体制を整え、見守りできない時間が生じないようにすること。

### (2) 基本事項

- ・児童への人権の配慮、人格を尊重して運営すること。
- ・委託者、学校との連携を図り、適切に運営すること。
- ・児童の自主性、社会性を培う指導を行うこと。
- ・見守り員は、児童の成長や教育上、相応しくない不適切な言動を慎むこと。

### (3) 開始時の対応

- ・集合場所（正面玄関横ピロティ）で、参加児童の人数を確認すること。
- ・学校を出発する前に、学校に対し参加児童数を報告し、13時10分頃に学校を出発すること。
- ・開始時には、公園のフェンスの施錠（8箇所）を確実に行い、児童が公園外に出でていかないようすること。

### (4) 終了時の対応

- ・13時40分には、児童を学校に引率し終え、学校に対し、帰校してきた児童数を報告すること。
- ・業務終了後、速やかに公園のフェンスの開錠（8箇所）を行い、使用前の状態に戻すこと。

### (5) その他

- ・昼休みの途中で、体調が悪くなった児童やトイレに行きたくなかった児童がいる場合は、学校まで安全に引率し、学校に引き継ぎを行うこと。
- ・見守り人員は、児童から見て見守り人員と判別がつくよう、服装に工夫をすること。
- ・雨天等により公園での遊びが実施不可となった場合は、学校と協議の上、校内の見守り等、昼休みの児童の安全を確保する活動を行うこと。
- ・学校のスケジュール等の事情により公園遊びの回数を十分に確保できない場合は、学校と協議の上、見守り人員を適切に配置し公園遊び以外の児童の昼休みの遊び場を確保する活動を行うこと。なおその際は、遊び場毎の実績報告、請求を行うこと。

## 8 実施条件等

### (1) 実施体制

見守り人員の確保は、受託者が責任をもって行うこと。

### (2) 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、その結果、児童及び委託者に損害を与えたときは、受託者は損害を賠償しなければならない。

- ・故意または重大な過失により、児童にけが等を負わせたとき。
- ・故意または重大な過失により、設備等を損壊したとき。

### (3) 保険等の加入

- ・通常の活動に際して発生する児童の傷害等については、委託者及び保護者で加入している災害共済保険で対応する。
- ・業務に起因して、児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、受託者は、賠償責任保険に加入すること。

### (4) 法令等の遵守

#### ア 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書を遵守すること。

#### イ 個人情報保護及び守秘義務の確認

受託者は、業務を履行する上で知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「福津市個人情報保護法施行条例（令和5年福津市条例第1号）」及びこれらの関連規定を遵守しなければならない。

## 9 見守り人員の配置条件について

児童の見守りを行う人員について、最低次の条件を満たすこと。

- (1) 本業務の履行に要する体力を有すること。
- (2) 委託者及び学校が目指す教育方針を理解し、その運営や活動を支援しようとする意欲と熱意を有し、かつ教育現場における礼節やマナー等を会得している人材であること。
- (3) 教員及び児童とのコミュニケーションを円滑に図ることができる人材であること。
- (4) 公園利用時に、他の利用者から苦情を受けた場合の対応ができること。

## 10 交通安全や児童数の管理について

以下の条件に合った管理体制を確立すること。

- (1) 業務管理の担当者を明確にし、見守り員の管理監督及び全体統括の役割を担い、見守り員配置の日程調整・管理、業務状況の把握、指示・指導・助言を行うこと。
- (2) 児童に対し、交通安全の意識向上のため、働きかけができること。
- (3) 事故発生時に、スムーズな連絡体制をとることができること。
- (4) 出校及び帰校時における児童数の確認及び学校への報告を確実に行うこと。

## 11 公園での見守りについて

以下の条件に合った支援体制を確立すること。

- (1) 児童の公園内の遊びを見守り、危険な行為をしないよう、指示・助言を行うこと。

## 12 実績報告及び支払について

- (1) 実施報告書（指定様式）を作成し、契約期間中の見守り業務を明確に記録し、各月分を翌月10日（3月にあっては、3月31日まで）までに、業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 委託料の支払いは、毎月の業務完了後、提出された業務完了報告書に基づく請求書の提出により行うこととする。なお、委託料は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 各月の支払額は、契約金額（1日あたりの単価）に、前月20日までに確定した当月の実施回数を乗じた額とする。

### 1.3 その他

- (1) 業務に付随して発生した事故等（通勤時の事故や通勤中のけが等を含む）については、受託者が責任をもって対応すること。
- (2) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。
- (3) その他業務実施に必要な事項については、委託者と協議の上、柔軟に対応すること。